

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

- 液化石油ガス整備士免状に関する事務の委託 (消 防 課) 一
- 高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状交付に関する事務の委託 () 一
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (四件) (共同参画社会推進課) 二
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 () 同 三
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (障害福祉課) 三
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (五件) () 同 三
- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定 (三件) () 同 四
- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退 () 同 四
- 認証食品の認証 (食産業振興課) 四
- 県営土地改良事業計画の縦覧 (農村振興課) 五
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧 () 同 五
- 県営土地改良事業の工完了 () 同 五
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 五
- 道路の区域変更 (道 路 課) 六
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 六
- 県営住宅等の使用に係る使用料の徴収事務の委託 (住 宅 課) 六
- 普通県営住宅等の使用に係る使用料の徴収事務の委託 () 同 七
- 開発行為に関する工事の完了 (二件) (建築宅地課) 七
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (二件) () 七

件)

教育委員会

○教育委員会臨時会の開催

告 示

(警察本部会計課)

八

○宮城県告示第三百三十九号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第三十八条の四の二第一項の規定により液化石油ガス設備士免状に関する事務を次のとおり委託した。で、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成九年通商産業省令第百七号)第一百七条の規定により公示する。

平成二十一年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

委託先の名称	免状交付事務の内容	免状交付事務を処理する場所	委託期間
高圧ガス保安協会	液化石油ガス設備士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務	東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百四十号

高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二十九条の二第一項の規定により高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状に関する事務を次のとおり委託したので、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則(昭和四十一年通商産業省令第五十四号)第十七条の規定により公示する。

平成二十一年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

委託先の名称	免状交付事務の内容	免状交付事務を処理する場所	委託期間
高圧ガス保安協会	高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状の交付並びに再交付に関する事務	東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。
平成二十一年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
特定非営利活動法人 R t o S 研究会

一 代表者の氏名 中村 崇

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区片平二丁目一番一号

三 定款に記載された目的
この法人は、金属資源の問題に関し、副生物、廃棄物の保管と将来の原料化を行うための社会システムと技術の開発を主たる目的とする。
具体的に研究会は、産・官・学・市民のラウンドテーブルとして機能させ情報を共有するとともに、学生への教育や市民へのコミュニケーションを実施し、資源を有しない我が国の今後の戦略に大きく寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十一年三月十八日

○宮城県告示第三百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。
平成二十一年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 広瀬川ポータルくらぶ

一 代表者の氏名 菅井 一男

二 主たる事務所の所在地 仙台市若林区河原町一丁目六番一号

三 定款に記載された目的
本会は、多くの市民の大切な自然財産であり、仙台の歴史や文化を育んだ重要な資源でもある広瀬川を、市民の考えや環境に配慮しながら有効活用し、環境保全活動など愛着を醸成すると共に、地域の活性化に資する事業を行う事を目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十一年三月十九日

○宮城県告示第三百四十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
特定非営利活動法人 20世紀アーカイブ仙台
坂本 英紀

一 代表者の氏名 坂本 英紀

二 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区田子二丁目十一番二号

三 定款に記載された目的
20世紀アーカイブ仙台は、民間、一般市民に対して、かつての大正・昭和の先人達が伝えてきた伝統・文化歴史資料を収集すること、そして、それらの作業により、途絶えがちな世代間のコミュニケーションを提供する。熟年の方には、ご自分の思い出が鮮明に蘇る「回想」効果によって、保健、医療又は福祉の増進を図り、次世代を担う子どもたちに対しては、郷土の良さを形に残して伝え、健全育成を図るなどの活動を行う。それらに関する事業を行うことによって古き仙台はどんな姿だったのかを、多くの市民に伝え保存し、過去とのつながりを実感できるようアーカイブ化して後世に残し寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十一年三月二十三日

○宮城県告示第三百四十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。
平成二十一年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 働くお母さんと子どもを支援する会

一 代表者の氏名 石森 絵美

二 主たる事務所の所在地 仙台市泉区八乙女中央一丁目一番十七号・九百六号

三 定款に記載された目的
この法人は、母親が就労または介護のために保育が行えない状況にある小学校以下の児童に対し、豊かで安全な放課後及び学校休業日の生活の場を提供することにより、児童の心身の健やかな発達を援助するとともに、働く母親の心の豊かさを保ち、安心して働けるための支援を行う。また、児童が高齢者や障害をもった人たちとの相互交流する活動を通して、福祉の充実と発展をはかり、健全で豊かな地域社会の確立に貢献することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十一年三月二十四日

○宮城県告示第三百四十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十一年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 グレープ Grapes

一 代表者の氏名 松澤 晶子

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区吉成一丁目十一番三十五号

三 定款に記載された目的 この法人は、地域の人たちに対して、豊かな老後を送るための支援に關する事業を行い、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十一年三月二十五日

○宮城県告示第三百四十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十一年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五二〇〇五六七	事業所の名称及び所在地	ほつとヘルパーステーション 仙台市宮城野区鶴ヶ谷四丁目二番地の二	設置者名	株式会社ほつとライフ	廃止年月日	平成二十一年三月三十一日
事業所番号	〇四一五四〇〇四三三	事業所の名称及び所在地	総合福祉ツクイ西多賀 仙台市太白区土手内一丁目二十一・五	設置者名	株式会社ツクイ	廃止年月日	平成二十一年三月三十一日

○宮城県告示第三百四十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号

〇四一一二〇〇三二

事業所の名称及び所在地
登米市社協南方福祉作業所あやめ園
登米市南方山成百八十八番地三

指定障害福祉サービスの種類

生活介護

設置者名

社会福祉法人登米市社会福祉協議会

指定年月日

平成二十一年四月一日

○宮城県告示第三百四十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一二六〇〇一七三	事業所の名称及び所在地	利府町社会福祉協議会児童デイサービスセンター「すきっぷ」 宮城県利府町森郷字名古曾十二・二	指定障害福祉サービスの種類	児童デイサービス	設置者名	社会福祉法人利府町社会福祉協議会	指定年月日	平成二十一年四月一日
-------	------------	-------------	--	---------------	----------	------	------------------	-------	------------

○宮城県告示第三百四十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五三〇〇五〇八	事業所の名称及び所在地	みのり 仙台市若林区六丁の目七・五十三	指定障害福祉サービスの種類	児童デイサービス	設置者名	特定非営利活動法人自閉症ピアリングセンター「ほつと」	指定年月日	平成二十一年四月一日
-------	------------	-------------	------------------------	---------------	----------	------	----------------------------	-------	------------

○宮城県告示第三百五十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年四月七日

事業所番号	〇四一五四〇〇五七一	事業所の名称及び所在地	太白ありのまま舎 仙台市太白区茂庭台 二丁目十五番地三十 号	指定障害福祉サ ービスの種類	短期入所	設置者名	社会福祉法人 ありのまま舎	指定年月日	平成二十一 年四月一日
-------	------------	-------------	---	-------------------	------	------	------------------	-------	----------------

○宮城県告示第三百五十一号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サ
 ービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
 平成二十一年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五五〇〇四二〇	事業所の名称及び所在地	仙台つどいの家 仙台市泉区南光台東 一丁目十九・十八	指定障害福祉サ ービスの種類	生活介護	設置者名	社会福祉法人 つどいの家	指定年月日	平成二十一 年四月一日
-------	------------	-------------	----------------------------------	-------------------	------	------	-----------------	-------	----------------

○宮城県告示第三百五十二号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設
 として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
 平成二十一年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五四〇〇〇九二	事業所の名称及び所在地	萩の郷第二福寿苑 仙台市太白区鉤取御 堂平三十八番地	施設障害福祉サ ービスの種類	生活介護	設置者名	社会福祉法人 共生福祉会	指定年月日	平成二十一 年四月一日
-------	------------	-------------	----------------------------------	-------------------	------	------	-----------------	-------	----------------

○宮城県告示第三百五十三号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設
 として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
 平成二十一年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五四〇〇一〇〇	事業所の名称及び所在地	萩の郷福寿苑 仙台市太白区鉤取御 堂平三十八番地	施設障害福祉サ ービスの種類	生活介護	設置者名	社会福祉法人 共生福祉会	指定年月日	平成二十一 年四月一日
-------	------------	-------------	--------------------------------	-------------------	------	------	-----------------	-------	----------------

○宮城県告示第三百五十四号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設
 として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
 平成二十一年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五四〇〇五七一	事業所の名称及び所在地	太白ありのまま舎 仙台市太白区茂庭台 二丁目十五番地三十 号	施設障害福祉サ ービスの種類	生活介護	設置者名	社会福祉法人 ありのまま舎	指定年月日	平成二十一 年四月一日
-------	------------	-------------	---	-------------------	------	------	------------------	-------	----------------

○宮城県告示第三百五十五号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十七条の規定により指定障害者支援施設が
 次のとおり指定を辞退したので、同法第五十一条第三号の規定により告示する。
 平成二十一年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五三〇〇三三五	事業所の名称及び所在地	デイ活動センターひろば 仙台市若林区上飯田一丁目 十七番五十八号	設置者名	社会福祉法人つどいの家	辞退年月日	平成二十一 年三月三十一日
事業所番号	〇四一五五〇〇四二〇	事業所の名称及び所在地	仙台つどいの家 仙台市泉区南光台東一丁目 十九・十八	設置者名	社会福祉法人つどいの家	辞退年月日	平成二十一 年三月三十一日
事業所番号	〇四一五四〇〇一八	事業所の名称及び所在地	西多賀ワークキャンプス 仙台市太白区鉤取本町二丁 目十二番一号	設置者名	社会福祉法人共生福祉会	辞退年月日	平成二十一 年四月三十日

○宮城県告示第三百五十六号
 宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品
 を次のとおり認証した。

平成二十一年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品 目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
百二十	ちづつきもち	有限会社エントー餅店 代表取締役 遠藤きん	有限会社エントー餅店	仙台市青葉区宮町四丁目七・二六
百二十	ずんだ餅	有限会社エントー餅店 代表取締役 遠藤きん	有限会社エントー餅店	仙台市青葉区宮町四丁目七・二六
百六十	魚介藻類佃煮・甘露煮等	株式会社山長遠藤商店 代表取締役 遠藤栄之	株式会社山長遠藤商店	牡鹿郡女川町女川浜字伊勢五・二

二 認証年月日

平成二十一年三月三十一日

○宮城県告示第三百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県宮島谷坂地区土地改良事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年四月七日から平成二十一年五月八日まで

三 縦覧場所

石巻市役所、石巻市河南総合支所、美里町役場、美里町南郷総合支所及び涌谷町役場

○宮城県告示第三百五十八号

県宮河南3期地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年四月七日から平成二十一年五月八日まで

三 縦覧場所

石巻市役所及び石巻市河南総合支所

○宮城県告示第三百五十九号

県宮土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により公告する。

平成二十一年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
皿貝川沿岸	かんがい排水事業	平成二十一年三月二十三日

○宮城県告示第三百六十号

建設業法（昭和二十四年法律第九十号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十一年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日
平成二十一年四月三日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	菅原産業株式会社 菅原 克郎	主たる営業所の所在地	仙台市若林区六丁の目 元町九・三十五	建設許可番号	般・特・十八 三百二十六号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	一部廃業 一般建設業 建築工事業	受付年月日	平成二十一年 三月四日
高橋工務店	栗原市金成沢辺町百四 十	般・十六 三千二百六十六号	全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十一年 三月十二日					
構建設株式会社 昆野 勝	仙台市青葉区旭ヶ丘四 丁目三十四・一	特・十七 五千五百五十三号	全部廃業 特定建設業 建築工事業 大工工事業 内装仕上工事業	平成二十一年 三月三日					
藤崎建設 藤崎 次夫	本吉郡本吉町字長根六 十・三	般・十七 三千三百八十九号	全部廃業 一般建設業 大工工事業	平成二十一年 三月十二日					
有限会社山幸建 山中 幸吉	柴田郡大河原町字山崎 町二十四・十八	般・十九 一万四千六百七十八号	全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十一年 三月二日					
安信工業株式会社 轟木 実嘉	仙台市宮城野区新田三 丁目一・十一	般・十六 一万五千七百十四号	一部廃業 一般建設業 左官工事業 とび・土工事業 石工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	平成二十一年 三月十一日					
三浦建築 三浦 照雄	大崎市古川石森字宮在 家十九・二	般・十八 九万九千二百一十二号	全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十一年 三月六日					
仙台体育施設株式会社 小谷田 勝代	仙台市泉区西田中字道 下一	般・十九 一万六千六百四十七号	一部廃業 一般建設業 管工事業	平成二十一年 三月三日					

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第三百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年四月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 石巻雄勝線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	
	前	後
石巻市真野字新上野一八番地先から 同市真野字新上野四四番一地先まで	敷地の幅員 (メートル) 七・〇	敷地の延長 (メートル) 三九〇・〇
	九・七	三九〇・〇

○宮城県告示第三百六十二号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類

気仙沼都市計画特別用途地区

- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百六十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、県営住宅（県営名取田高住宅、県営名取飯野坂住宅、県営名取名取が丘四丁目住宅、県営名取谷津山住宅、県営名取手倉田第二住宅、県営名取増田住宅、県営岩沼亀塚住宅、県営岩沼相の原住宅、県営岩沼千貫住宅、県営巨理下茨田住宅及び改良県営住宅に限る。）及び特定公共賃貸住宅並びにこれらに附帯する駐車場の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十一年三月二十七日次のとおり委託した。

平成二十一年四月七日

一 委託の相手方
宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号

宮城県住宅供給公社

二 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百六十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、普通県営住宅（県営名取田高住宅、県営名取飯野坂住宅、県営名取名取が丘四丁目住宅、県営名取谷津山住宅、県営名取手倉田第二住宅、県営名取増田住宅、県営岩沼亀塚住宅、県営岩沼相の原住宅、県営岩沼千貫住宅及び県営巨理下茨田住宅を除く。）及びこれに附帯する駐車場の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十一年三月二十七日次のとおり委託した。

平成二十一年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号

宮城県住宅供給公社

二 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
名取市増田字関下二十四番、三十二番一、三十二番四、三十七番、三十七番一、三十八番、三十九番一、四十番一及び八百五番

九番一、四十番一及び八百五番

東京都品川区大井一丁目三十五番三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

ルートイン開発株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
丸森町館矢間山田字市子沢十一番二、十二番一、十五番一、七十五番十九、七十五番二十並びに十一番一、十一番三、十二番二、十五番二、七十五番七、七十五番九、七十五番十一及び七十五番十三の各一部、同所十一番二、十一番三及び七十五番七の各地先道の一部並びに七十五番七の地先水路の一部

丸森町

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
運転免許証更新時講習業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日
平成二十一年三月二十五日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
社団法人宮城県交通安全協会 仙台市青葉区上杉一丁目一番三号

五 落札金額
七千六百三十三万五千元

六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

七 入札の公告を行った日
平成二十一年二月十三日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
停止処分者・違反者講習業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青

葉区本町三丁目八番一号
 三 落札者を決定した日 平成二十一年三月二十五日
 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 社団法人宮城県交通安全協会 仙台市青葉区上杉一丁目二番三号
 五 落札金額 四千九百八万七千五百円
 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 七 入札の公告を行った日 平成二十一年二月十三日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の臨時会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十一年四月七日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一 日 時 平成二十一年四月十日 午後四時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 職員的人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話 ○二二・二二一・三六一一）